

# 第 1 部 総論

# 第1章 計画の概要

## 1 計画策定の背景

国では、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の締結に先立ち、「障害者基本法」の一部改正、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」の制定、「障害者自立支援法」を改正した「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の制定等の法整備を行ってきました。これら一連の国内法の整備を経て、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、障がいのある人の権利の実現に向けた取組が、一層強化されることになりました。

福岡県では、昭和57年に「福岡県障害者福祉長期行動計画」を策定して以来、平成16年3月には「ふくおか障害者プラン(前期)」、平成27年3月には「福岡県障害者長期計画」（平成27年度～平成32年度）を作成し、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。また、平成18年には障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく「福岡県障害者福祉計画(第1期)」、平成21年には「ふくおか障害者プラン」と「福岡県障害者福祉計画」を一体化した「福岡県障害者福祉計画」以降、平成27年3月に、「福岡県障害者福祉計画(第3期)」を策定し、その中で、必要な障がい福祉サービスや相談支援などの必要見込量を算定し、地域において適切なサービスを提供できる体制の整備に計画的に取り組んできました。

本市でも、障がい者に関する施策・事業は、『障がいのある人もない人も、共に支えあうまち 柳川』を基本理念とした「柳川市障害者福祉計画」（平成19年度～28年度）に基づき進められているとともに、生活支援については「第4期柳川市障害福祉計画」によって進められています。

その後、平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、同5月には「障害者総合支援法」等のさらなる改正が行われるなど、障がいのある人を取りまく制度や環境は、大きく変化しています。法改正等は計画内容に大きく影響することから、これらの関連する法制度や計画との整合性をとりつつ、新たな課題やニーズに対応していく必要があります。

現行の「柳川市障害者福祉計画」が平成28年度に終了し、「第4期柳川市障害福祉計画」が平成29年度に終了することから、これらの関連する法制度との整合性を踏まえ、平成30年度を初年度とする「柳川市障がい者福祉計画・第5期柳川市障がい福祉計画・第1期柳川市障がい児福祉計画」（以下、「障がい者計画等」という。）を新たに策定するものです。

【国の主な動向と福岡県、柳川市の動向】

年	国			福岡県	柳川市		
H18	◇障害者自立支援法の施行 ◇高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	障害者基本計画（第2次）	重点施策実施 5か年計画	福岡県 ふくおか障害者プラン（前期） 福岡県障害福祉計画（第1期）	柳川市 第1期柳川市 障害福祉計画		
H19	◇障害者権利条約署名						
H20	◇児童福祉法の改正		重点施策実施5か年計画			新福岡県障害者福祉長期計画 （H16年度～H26年度）	福岡県障害者福祉計画 （第1期）
H21							
H22							
H23	◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行						
H24	◇障害者虐待防止法の施行	障害者基本計画（第3次）	福岡県障害者福祉計画 （第2期）	柳川市障害者福祉計画 第2期柳川市 障害福祉計画			
H25	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行						
H26	◇障害者権利条約の批准						
H27	◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行						
H28	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法一部改正の施行	福岡県障害者福祉計画 （第3期）	福岡県障害者福祉計画 （第3期）	柳川市 第3期柳川市 障害福祉計画			
H29					福岡県障害者福祉長期計画 （H27年度～H32年度）	柳川市 第4期柳川市 障害福祉計画	

## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的根拠

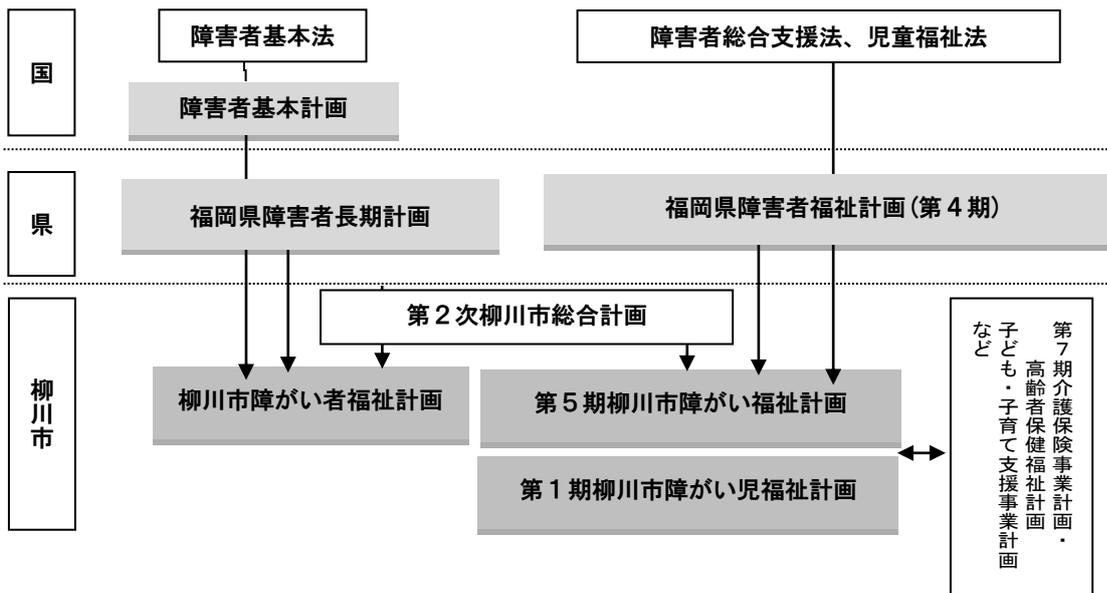
柳川市障がい者福祉計画は、障害者基本法第 11 条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」で、障がい者施策全般に関する基本的な考え方や方向性を示します。

第 5 期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」であり、障がい福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策を示します。

第 1 期障がい児福祉計画は、改正児童福祉法第 33 条の 20 で新たに地方自治体に策定が定められた「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障がい児支援の提供体制の整備目標などを示します。

### (2) 他の計画との関係

これらの計画は、国の「障害者基本計画」、県の「福岡県障害者長期計画」及び「福岡県障害者福祉計画」を踏まえ、「第 2 次柳川市総合計画」を上位計画とし、その他関連する計画との整合性を図りながら推進するものです。



## 3 計画の期間

3つの計画の期間は以下のとおりです。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	...	平成 38 年度
柳川市障がい者福祉計画	→ 現行			→ 次期				
柳川市障がい福祉計画 (第 5 期)		→ 第 4 期		→ 第 5 期				
柳川市障がい児福祉計画 (第 1 期)				→ 第 1 期				

## 4 計画における障がい者の定義

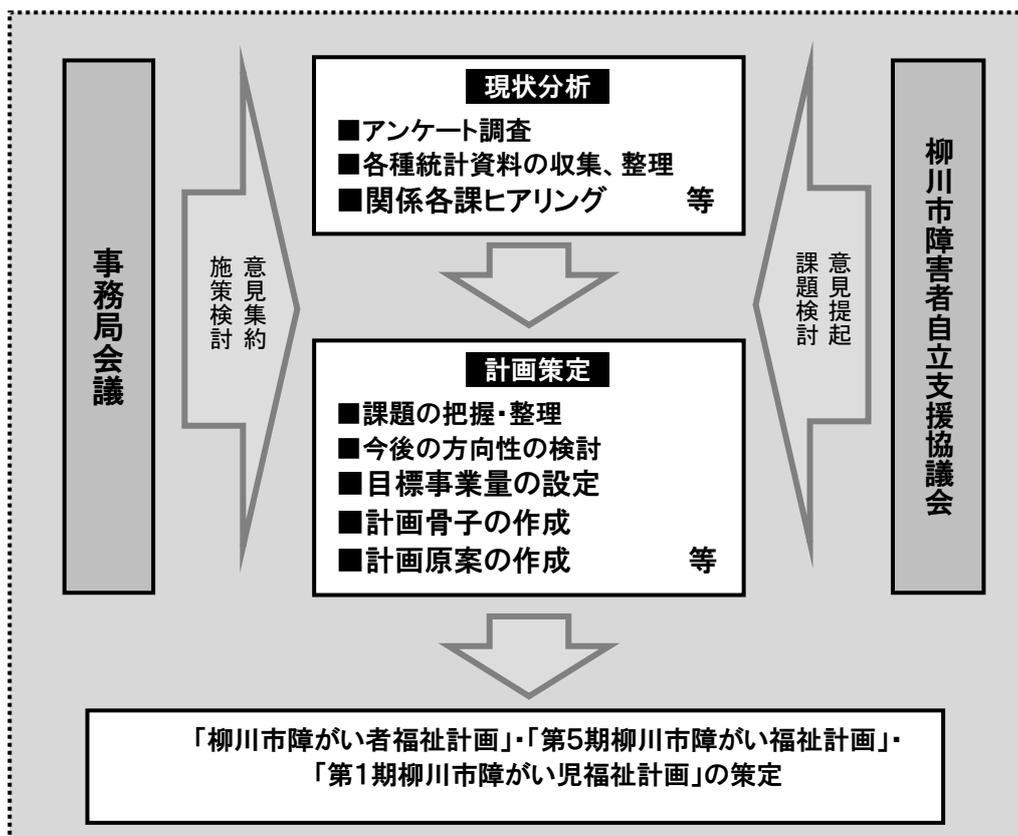
この計画では、障害者総合支援法に基づき、対象とする障がい者の範囲を、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）に、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病の人等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）、さらに、児童福祉法に基づき、身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）、又は、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法で定めた児童を対象としています。

## 5 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、以下のような取組を行いました。

### （1）柳川市障がい者福祉計画策定のための委員会の設置

障がい者福祉計画等の策定に当たって、相談支援事業者、障がい福祉サービス事業者、保健・医療機関関係者、学識経験者、障がい者当事者団体などで構成する「柳川市障害者自立支援協議会」において計画内容等について検討し、計画への意見の反映に努めました。



## (2) パブリックコメントの実施

計画素案については、パブリックコメントを実施し、市民の意見を反映しました。

## (3) アンケート調査等の実施

障がい者の生活状況や障がい福祉サービス等の利用状況、今後の利用意向等を把握するとともに、市内で活動する福祉関係団体・組織のヒアリング調査、市内で障がい福祉サービスを提供する事業の実態調査を行い、計画策定の基礎資料とするために実施しました。

### ①障がい者調査

実施時期	平成 29 年 8 月 1 日 (火) ～8 月 28 日 (月)
実施方法	郵送配布・回収
対象者	市内に居住する、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち 18 歳以上の男女個人を無作為抽出 合計 843 人
回収状況	回答者数：377 人 回収率：44.7%

### ②心身障がい児調査

実施時期	平成 29 年 8 月 1 日 (火) ～8 月 28 日 (月)
実施方法	郵送配布・回収
対象者	市内に居住する、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者のうち 18 歳未満の男女個人 合計 133 人
回収状況	回答者数：53 人 回収率：39.8%

### ③団体ヒアリング調査

実施時期	平成 29 年 9 月 22 日 (金)
実施方法	ヒアリングシートの郵送による配布・回収と懇談会
対象者	市内で活動する福祉関係団体・組織

### ④事業所実態調査

実施時期	平成 29 年 11 月
実施方法	郵送配布・回収
対象者	市内で障がい福祉サービスを提供する事業所 29 事業所
回収状況	回答者数：16 事業所 回収率：55.2%

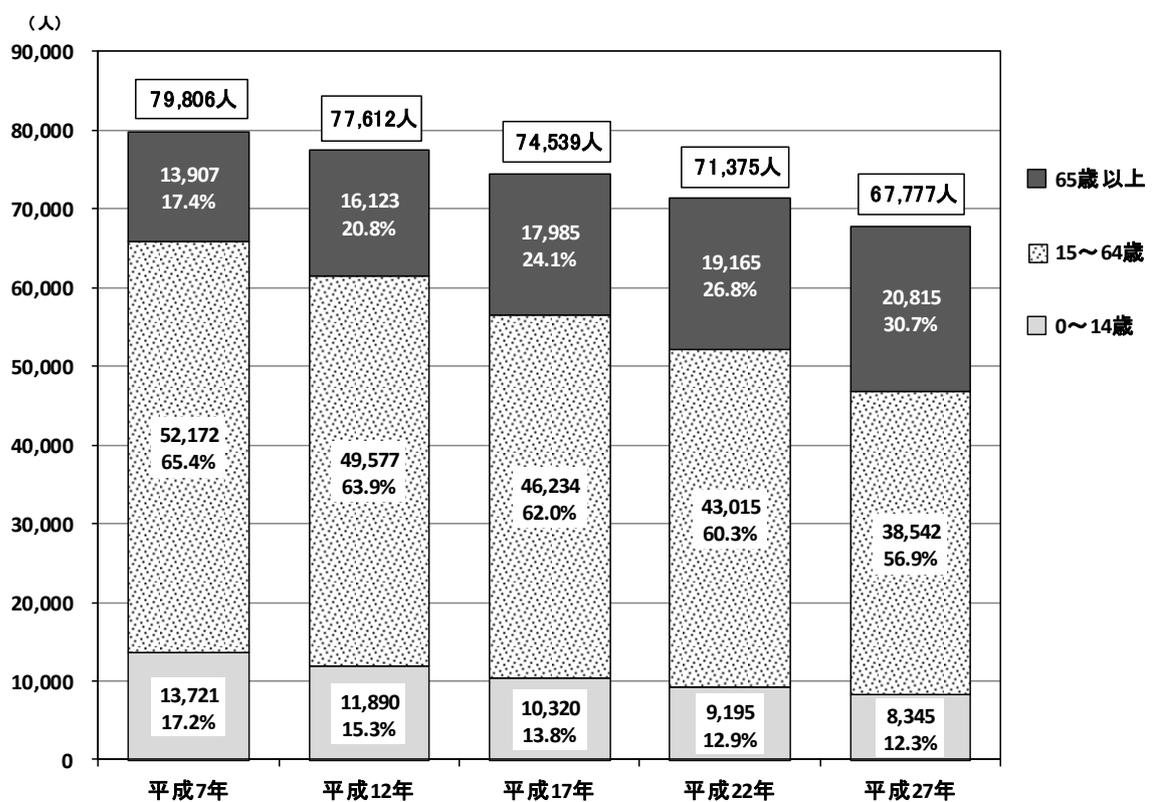
## 第2章 障がい者の状況

### 1 人口動態

本市の人口は、平成27年の国勢調査によると、67,777人で、平成7年から12,029人、率にして15.1%減少しています。

年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳の年少人口は、平成7年から平成27年にかけて5,376人(39.2%)減少しているのに対して、65歳以上の高齢者人口は6,908人(49.7%)増加しています。

これに伴い、高齢化率(65歳以上の人口が総人口に占める割合)も17.4%から30.7%と13.3ポイント上昇しています。



(資料) 国勢調査

※) 年齢不詳が平成7年に6人、平成12年に22人、平成27年に75人いるため、合計と一致しない。

## 2 障がい者の状況

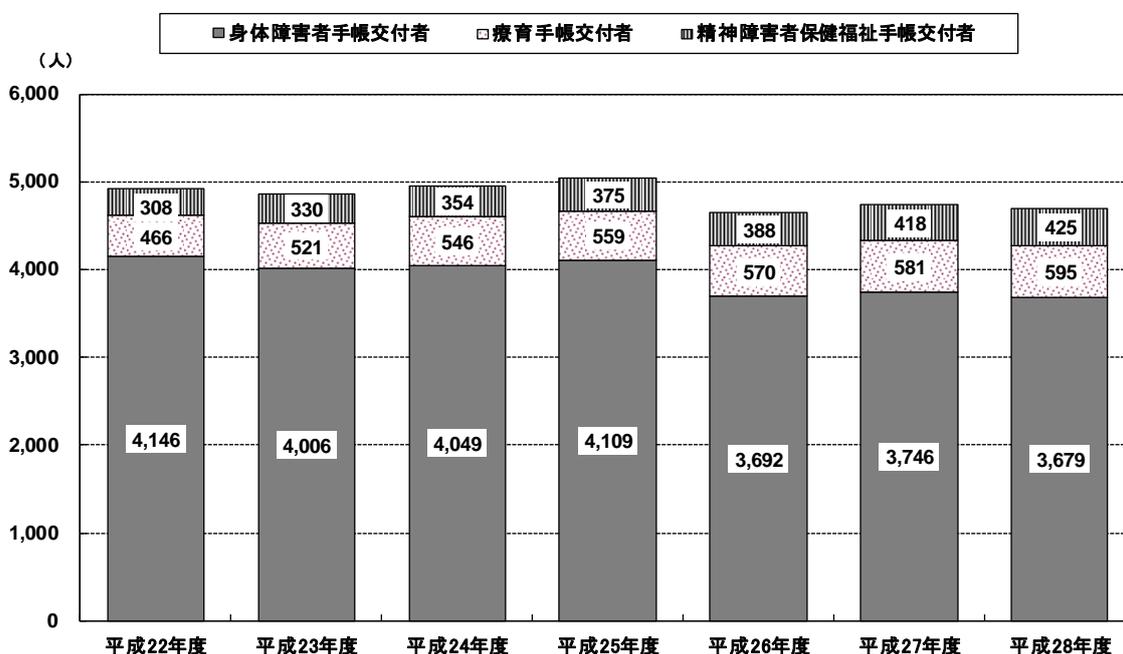
### (1) 障害者手帳交付者の状況

障害者手帳交付者数は、全体では平成25年度に5,043人まで増加しましたが、その後は減少に転じ、平成28年度は4,699人となっています。

障がい種類別にみると、身体障がい者は減少していますが、知的障がい者、精神障がい者は増加傾向にあります。

平成28年度における手帳種類別の構成比をみると、身体障害者手帳交付者が3,679人、障がい者全体の78.3%を占めています。次いで療育手帳交付者が595人、割合にして12.7%、精神障害者保健福祉手帳交付者が425人、割合にして9.0%となっています。

#### ■ 障害者手帳交付者の推移 ■



(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳交付者	4,146	4,006	4,049	4,109	3,692	3,746	3,679
療育手帳交付者	466	521	546	559	570	581	595
精神障害者保健福祉手帳交付者	308	330	354	375	388	418	425
合計	4,920	4,857	4,949	5,043	4,650	4,745	4,699

【構成比】

(単位：%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳交付者	84.3	82.5	81.8	81.5	79.4	78.9	78.3
療育手帳交付者	9.5	10.7	11.0	11.1	12.3	12.2	12.7
精神障害者保健福祉手帳交付者	6.3	6.8	7.2	7.4	8.3	8.8	9.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【平成22年度を100とする指数】

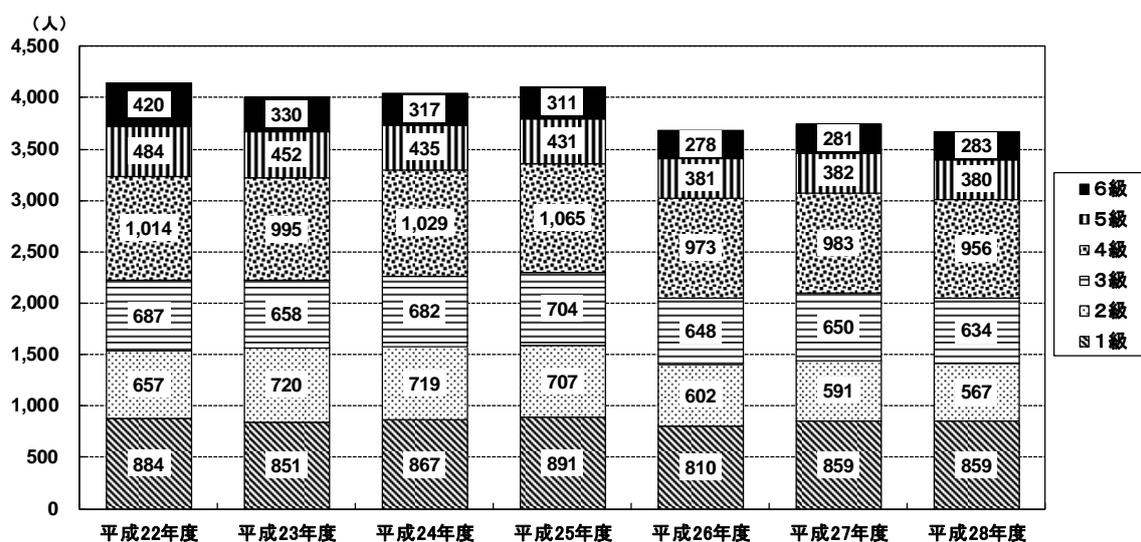
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳交付者	100.0	96.6	97.7	99.1	89.0	90.4	88.7
療育手帳交付者	100.0	111.8	117.2	120.0	122.3	124.7	127.7
精神障害者保健福祉手帳交付者	100.0	107.1	114.9	121.8	126.0	135.7	138.0
合計	100.0	98.7	100.6	102.5	94.5	96.4	95.5

## (2) 身体障がい者の状況

身体障害者手帳交付者の推移をみると、平成22年度の4,146人から減少傾向にあり、平成28年度は3,679人となっています。

等級別にみると、平成28年度では、最も多いのは「4級」の956人、全体の26.0%を占めています。次いで「1級」が859人、全体の23.3%となっています。

■ 身体障害者手帳交付者の推移 ■ (等級別)



(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	884	851	867	891	810	859	859
2級	657	720	719	707	602	591	567
3級	687	658	682	704	648	650	634
4級	1,014	995	1,029	1,065	973	983	956
5級	484	452	435	431	381	382	380
6級	420	330	317	311	278	281	283
合計	4,146	4,006	4,049	4,109	3,692	3,746	3,679

【構成比】

(単位：%)

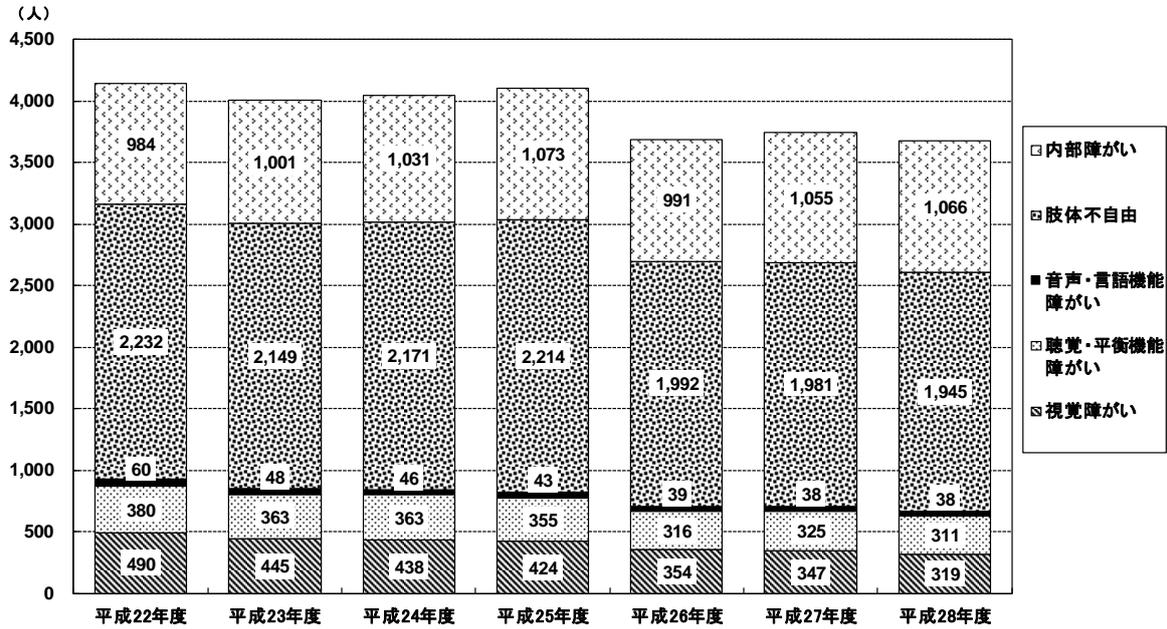
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	21.3	21.2	21.4	21.7	21.9	22.9	23.3
2級	15.8	18.0	17.8	17.2	16.3	15.8	15.4
3級	16.6	16.4	16.8	17.1	17.6	17.4	17.2
4級	24.5	24.8	25.4	25.9	26.4	26.2	26.0
5級	11.7	11.3	10.7	10.5	10.3	10.2	10.3
6級	10.1	8.2	7.8	7.6	7.5	7.5	7.7
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【平成22年度を100とする指数】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	100.0	96.3	98.1	100.8	91.6	97.2	97.2
2級	100.0	109.6	109.4	107.6	91.6	90.0	86.3
3級	100.0	95.8	99.3	102.5	94.3	94.6	92.3
4級	100.0	98.1	101.5	105.0	96.0	96.9	94.3
5級	100.0	93.4	89.9	89.0	78.7	78.9	78.5
6級	100.0	78.6	75.5	74.0	66.2	66.9	67.4
合計	100.0	96.6	97.7	99.1	89.0	90.4	88.7

障がい種類別にみると、最も多いのは「肢体不自由」で、平成28年度では1,945人、全体の52.9%を占めています。次いで「内部障がい」が1,066人、全体の29.0%を占めています。

■ 身体障害者手帳交付者の推移 ■ (障がい種類別)



(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障がい	490	445	438	424	354	347	319
聴覚・平衡機能障がい	380	363	363	355	316	325	311
音声・言語機能障がい	60	48	46	43	39	38	38
肢体不自由	2,232	2,149	2,171	2,214	1,992	1,981	1,945
内部障がい	984	1,001	1,031	1,073	991	1,055	1,066
合計	4,146	4,006	4,049	4,109	3,692	3,746	3,679

【構成比】

(単位：%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障がい	11.8	11.1	10.8	10.3	9.6	9.3	8.7
聴覚・平衡機能障がい	9.2	9.1	9.0	8.6	8.6	8.7	8.5
音声・言語機能障がい	1.4	1.2	1.1	1.0	1.1	1.0	1.0
肢体不自由	53.8	53.6	53.6	53.9	54.0	52.9	52.9
内部障がい	23.7	25.0	25.5	26.1	26.8	28.2	29.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

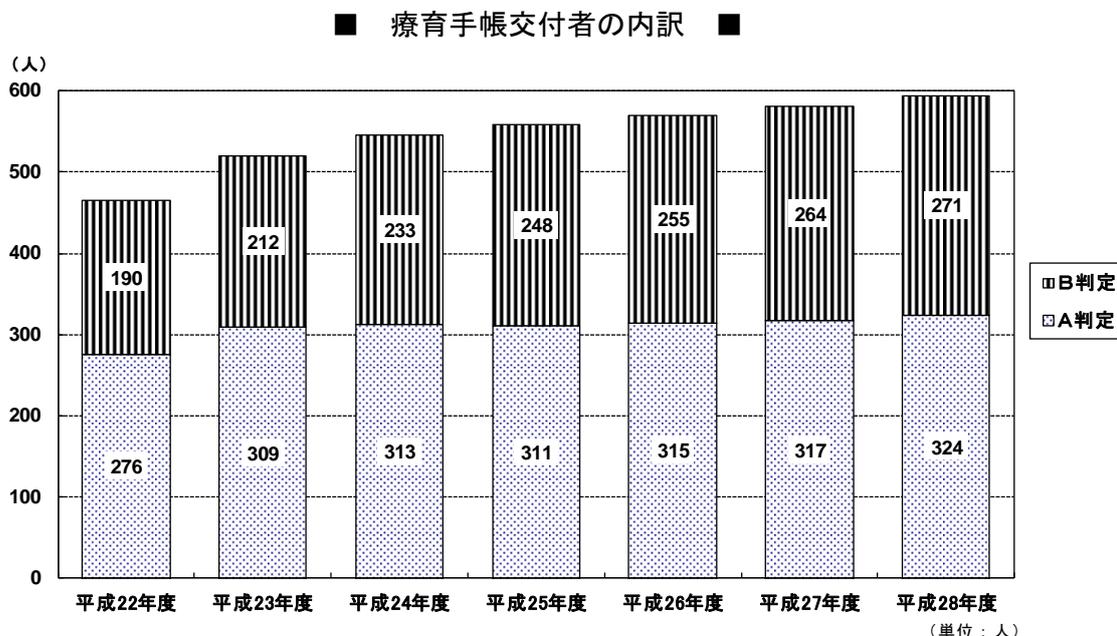
【平成22年度を100とする指数】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障がい	100.0	90.8	89.4	86.5	72.2	70.8	65.1
聴覚・平衡機能障がい	100.0	95.5	95.5	93.4	83.2	85.5	81.8
音声・言語機能障がい	100.0	80.0	76.7	71.7	65.0	63.3	63.3
肢体不自由	100.0	96.3	97.3	99.2	89.2	88.8	87.1
内部障がい	100.0	101.7	104.8	109.0	100.7	107.2	108.3
合計	100.0	96.6	97.7	99.1	89.0	90.4	88.7

### (3) 知的障がい者の状況

療育手帳交付者の推移をみると、全体では平成22年度の466人から平成28年度は595人、率にして27.7%増加しています。

障がい程度別にみると、平成28年度では「A判定」が324人、全体の54.5%、「B判定」が271人で、45.5%となっています。



	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A判定	276	309	313	311	315	317	324
B判定	190	212	233	248	255	264	271
合計	466	521	546	559	570	581	595

【構成比】 (単位：%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A判定	59.2	59.3	57.3	55.6	55.3	54.6	54.5
B判定	40.8	40.7	42.7	44.4	44.7	45.4	45.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【平成22年度を100とする指数】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A判定	100.0	112.0	113.4	112.7	114.1	114.9	117.4
B判定	100.0	111.6	122.6	130.5	134.2	138.9	142.6
合計	100.0	111.8	117.2	120.0	122.3	124.7	127.7

#### ■平成28年度 年齢別障がい程度別内訳 ■

(単位：人)

	A判定	B判定
18歳未満	40	79
18歳以上	284	192
合計	324	271

注) A判定・・・最重度・重度、B判定・・・中度・軽度

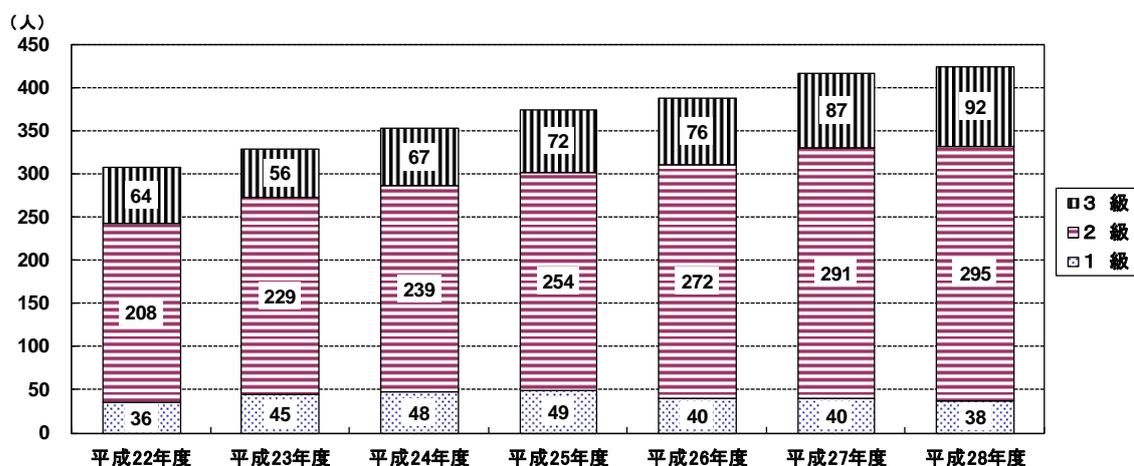
#### (4) 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳交付者の推移をみると、全体では平成22年度の308人から平成28年度は425人となり、38.0%増加しています。

等級別にみると、平成28年度において、最も多いのは「2級」で295人、全体の69.4%を占めています。次いで「3級」が92人、全体の21.6%、「1級」が38人、全体の8.9%となっています。

また、自立支援医療（精神通院）制度の利用者は、平成28年度では910人となっています。

#### ■ 精神障害者保健福祉手帳交付者の内訳 ■



(単位：人)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	36	45	48	49	40	40	38
2級	208	229	239	254	272	291	295
3級	64	56	67	72	76	87	92
合計	308	330	354	375	388	418	425

#### ■ 自立支援医療（精神通院）制度利用者 ■

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
合計	754	779	810	871	887	910	910

【構成比】

(単位：%)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	11.7	13.6	13.6	13.1	10.3	9.6	8.9
2級	67.5	69.4	67.5	67.7	70.1	69.6	69.4
3級	20.8	17.0	18.9	19.2	19.6	20.8	21.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【平成22年度を100とする指数】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	100.0	125.0	133.3	136.1	111.1	111.1	105.6
2級	100.0	110.1	114.9	122.1	130.8	139.9	141.8
3級	100.0	87.5	104.7	112.5	118.8	135.9	143.8
合計	100.0	107.1	114.9	121.8	126.0	135.7	138.0

### (5) 難病（指定難病）、発達障がいについて

障害者基本法の障がい者定義は、『身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの』となっています。

また、障害者総合支援法の対象疾病（難病等）の見直しにより、平成29年4月から、障がい福祉サービス等の対象となる疾病が358に拡大しています。

#### ■ 特定医療費（指定難病）受給者証所持者の主な疾病 ■

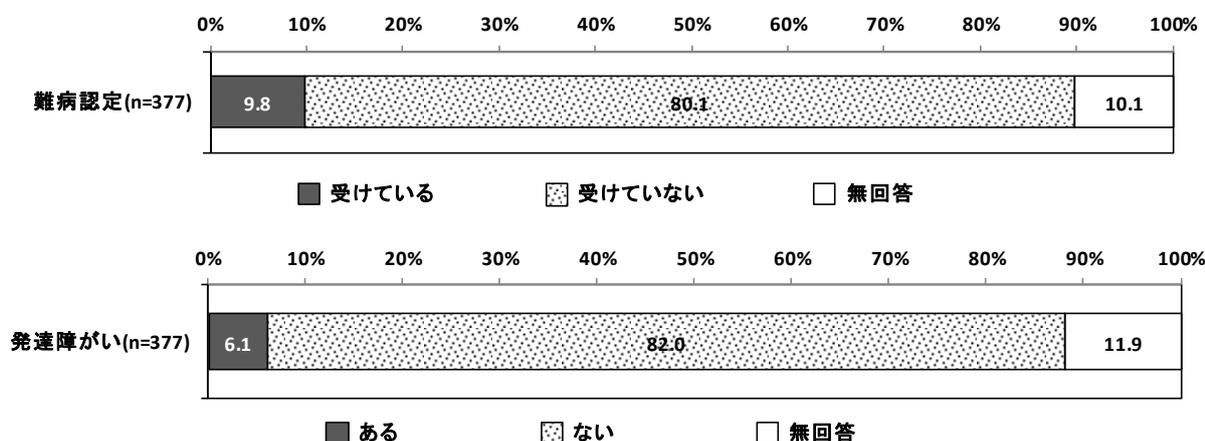
（単位：人）

疾病名	平成26年	平成27年	平成28年
パーキンソン病	115	121	112
潰瘍性大腸炎	91	94	99
後縦靭帯骨化症	35	33	37
全身性エリテマトーデス	39	39	36
クローン病	29	27	27
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）	16	17	17
多発性硬化症／視神経脊髄炎	11	14	15
全身性強皮症	14	14	15
網膜色素変性症	14	13	14
重症筋無力症	15	14	13
サルコイドーシス	17	15	13
ベーチェット病	11	10	10
特発性大腿骨頭壊死症	7	8	10
<b>総 数</b>	<b>567</b>	<b>569</b>	<b>562</b>

(※)平成28年で10人以上いる疾病のみ表示

また、障がい者調査によると、障がい者の中で難病（指定難病）の認定を受けている人9.8%、発達障がいとして診断されたことがある人は6.1%となっています。

#### 【障がい者調査による難病認定、発達障がいの状況】



### 3 障がい支援区分認定者の状況

#### (1) 障がい支援区分認定者の区分別の状況

障がい支援区分とは、障がいの多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分であり、必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されました。

認定は、国で定められた認定調査の結果と医師の意見書を基に、市で開催する障がい支援区分認定審査会で判定されます。

平成28年1月現在の認定者数は351人となっています。支援の必要度としては、身体と知的では区分6、精神では区分2の判定が最も多くなっています。

■ 障がい支援区分認定者の区分別人数 ■ (平成28年1月現在) (単位：人)

区分	支援の必要度						合計
	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身体	4	6	12	20	15	39	96
知的	3	21	44	42	42	62	214
精神	13	21	5	1	0	1	41
難病	0	0	0	0	0	0	0
合計	20	48	61	63	57	102	351

■ 障がい程度（支援）区分認定審査件数の推移 ■ (単位：人)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
審査件数	100	135	147	90	117	141	94

#### (2) 障がい福祉サービス支給決定者と地域生活支援事業利用決定者の状況

障がい福祉サービスを受けるためには、サービスの支給決定と障がい福祉サービス受給者証の交付を受けなければなりません。

平成28年度の障がい福祉サービス支給決定者数は、介護給付・訓練等給付合わせて444人となっています。

また、地域生活支援事業のうち、移動支援事業、日中一時支援事業、地域活動支援センター（Ⅱ型）事業及び訪問入浴サービス事業を利用する地域生活支援事業利用決定者数は、平成28年度183人となっています。

■ 障がい福祉サービス支給決定者と地域生活支援事業利用決定者の状況 ■

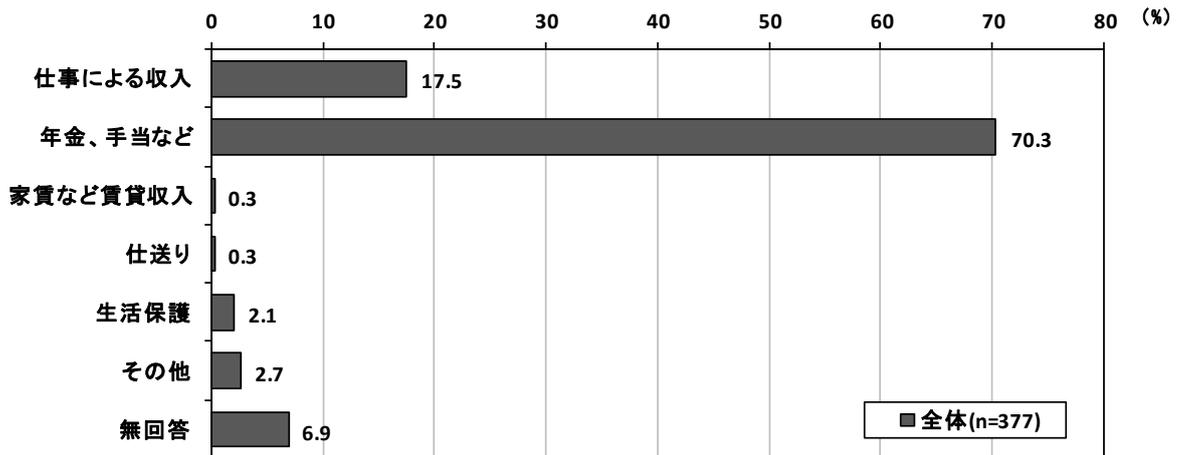
区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
障がい福祉サービス支給決定者	284	406	463	382	423	426	444
介護給付費	183	262	281	199	226	223	233
訓練等給付費	101	144	182	183	197	203	211
地域生活支援事業利用決定者	97	104	157	143	169	184	183

## 4 障がい者調査からみる障がい者の生活実態

### (1) 収入の状況

収入についてみると、「年金、手当など」が70.3%と圧倒的に多くなっています。次いで「仕事による収入」が17.5%となっています。

問 あなたの収入は何によるものでしょうか。(1つに○)



		サンプル数	仕事による収入	年金、手当など	家賃など賃貸収入	仕送り	生活保護	その他	無回答
全体		377	17.5	70.3	0.3	0.3	2.1	2.7	6.9
性別	男性	187	<b>24.6</b>	66.8	0.5	-	2.1	2.7	3.2
	女性	171	9.4	74.9	-	0.6	1.8	2.3	11.1
年齢別	30歳代以下	24	<b>29.2</b>	58.3	-	-	-	<b>8.3</b>	4.2
	40歳代	28	<b>35.7</b>	50.0	-	3.6	-	-	10.7
	50歳代	49	<b>32.7</b>	44.9	-	-	4.1	6.1	12.2
	60～64歳	37	<b>24.3</b>	70.3	-	-	2.7	-	2.7
	65～74歳	83	15.7	<b>77.1</b>	1.2	-	2.4	1.2	2.4
	75歳以上	134	6.0	<b>83.6</b>	-	-	0.7	1.5	8.2
障がい種類別	身体障がい1～3級	182	14.8	74.2	0.5	-	1.6	0.5	8.2
	身体障がい4～6級	121	<b>24.0</b>	66.9	-	-	1.7	2.5	5.0
	知的障がい	37	16.2	70.3	-	-	2.7	5.4	5.4
	精神障がい	38	10.5	<b>78.9</b>	-	2.6	2.6	5.3	-
	難病	37	<b>24.3</b>	64.9	-	-	2.7	2.7	5.4
	発達障がい	23	8.7	69.6	-	-	-	<b>13.0</b>	8.7
人数別	1人	58	8.6	<b>81.0</b>	-	-	5.2	3.4	1.7
	2人	132	13.6	<b>77.3</b>	-	-	1.5	2.3	5.3
	3人	70	20.0	64.3	1.4	-	2.9	1.4	10.0
	4人以上	101	<b>26.7</b>	60.4	-	1.0	-	4.0	7.9

(注) **太字** は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

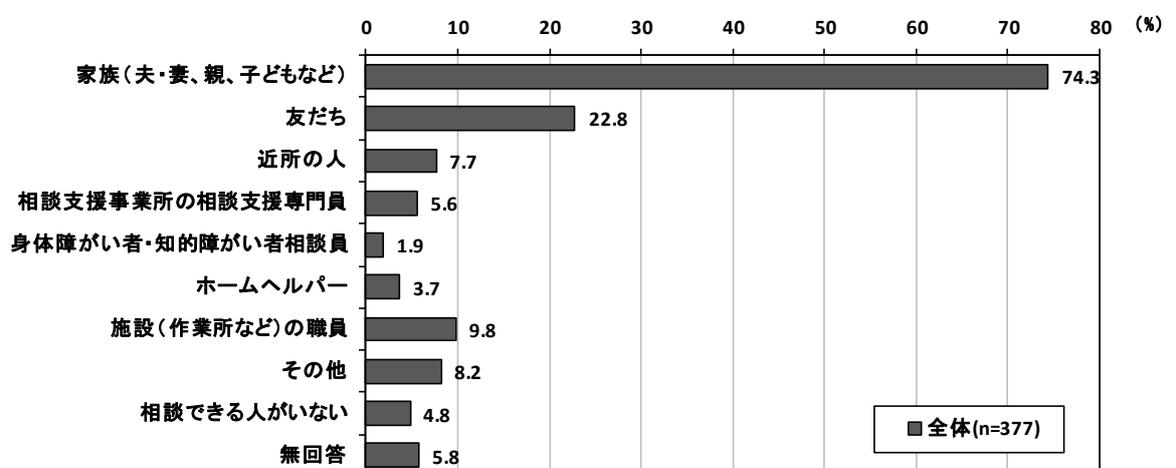
## (2) 考えていることや希望を気軽に話せる人

自分の考えていることや希望を気軽に話せる人としては、「家族（夫・妻、親、子どもなど）」が74.3%と圧倒的に多くなっています。次いで「友だち」が22.8%となっています。

### 【属性別特徴】

- 年齢別にみると、「施設（作業所など）職員」が30歳代以下（29.2%）、40歳代（21.4%）と多くなっています。
- 障がい種類別にみると、「施設（作業所など）職員」が知的障がい（37.8%）、精神障がい（21.1%）が多くなっています。

問 あなたが、自分の考えていることや希望を気軽に話せる人は誰ですか。（3つまでに○）



	サンプル数	家族(子どもなど)	友だち	近所の人	相談支援事業所の相談支援専門員	身体障がい者・知的障がい者相談員	ホームヘルパー	施設(作業所など)の職員	その他	相談できる人がいない	無回答	
		子 ども (夫・妻、 親、										
全体	377	74.3	22.8	7.7	5.6	1.9	3.7	9.8	8.2	4.8	5.8	
性別	男性	187	76.5	18.7	7.5	5.3	3.2	2.1	8.0	8.0	5.9	5.3
	女性	171	72.5	26.9	8.2	5.3	0.6	5.8	10.5	8.8	4.1	5.8
年齢別	30歳代以下	24	58.3	16.7	-	<b>12.5</b>	-	-	<b>29.2</b>	12.5	8.3	-
	40歳代	28	60.7	17.9	-	7.1	3.6	3.6	<b>21.4</b>	<b>14.3</b>	7.1	17.9
	50歳代	49	63.3	<b>30.6</b>	4.1	10.2	2.0	2.0	8.2	6.1	<b>12.2</b>	6.1
	60～64歳	37	<b>83.8</b>	<b>32.4</b>	8.1	2.7	2.7	5.4	8.1	8.1	5.4	5.4
	65～74歳	83	74.7	<b>34.9</b>	<b>13.3</b>	3.6	1.2	3.6	7.2	6.0	3.6	2.4
	75歳以上	134	<b>82.1</b>	11.9	6.7	3.7	2.2	4.5	6.0	8.2	2.2	6.0
障がい種類別	身体障がい1～3級	182	75.3	19.2	7.1	3.8	2.2	3.3	8.2	8.2	3.8	7.1
	身体障がい4～6級	121	<b>82.6</b>	<b>32.2</b>	12.4	2.5	0.8	3.3	1.7	6.6	5.0	2.5
	知的障がい	37	54.1	10.8	2.7	<b>13.5</b>	2.7	2.7	<b>37.8</b>	10.8	8.1	5.4
	精神障がい	38	65.8	21.1	-	<b>23.7</b>	<b>10.5</b>	7.9	<b>21.1</b>	<b>13.2</b>	5.3	5.3
	難病	37	70.3	21.6	-	-	2.7	5.4	5.4	<b>16.2</b>	8.1	2.7
	発達障がい	23	56.5	21.7	4.3	<b>21.7</b>	4.3	<b>8.7</b>	<b>21.7</b>	8.7	<b>13.0</b>	4.3
人数別	1人	58	50.0	<b>29.3</b>	12.1	5.2	-	<b>10.3</b>	<b>15.5</b>	12.1	3.4	8.6
	2人	132	<b>85.6</b>	22.7	6.8	5.3	3.0	4.5	5.3	4.5	4.5	3.8
	3人	70	72.9	20.0	8.6	8.6	-	-	11.4	11.4	8.6	8.6
	4人以上	101	78.2	21.8	5.9	4.0	2.0	2.0	7.9	6.9	4.0	4.0

(注) **太字** は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

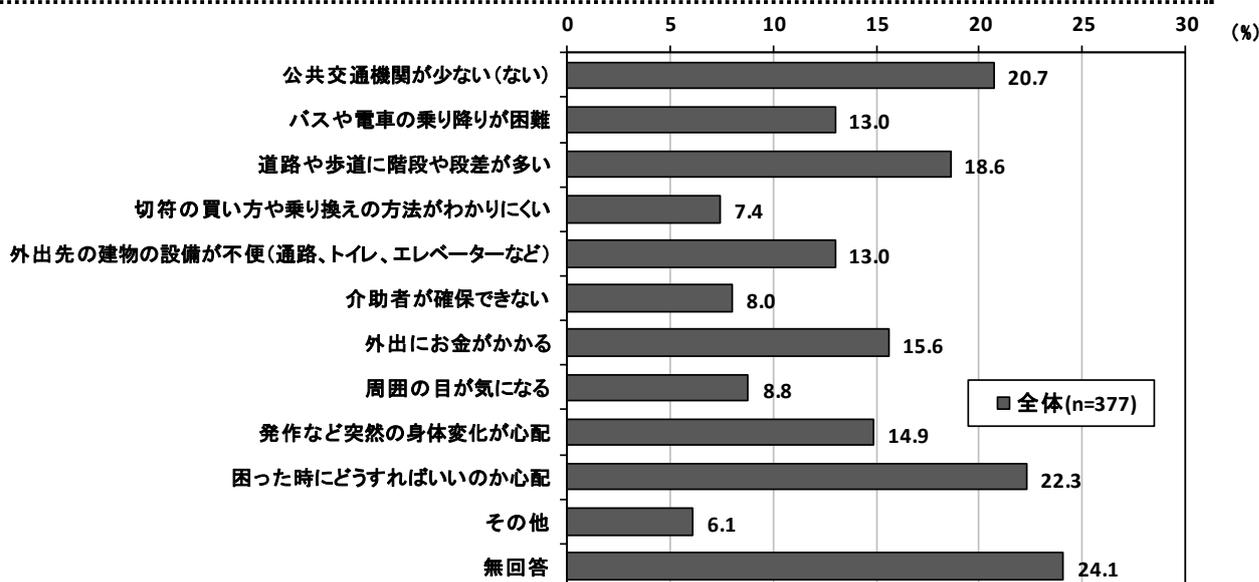
### (3) 外出時に困ることや心配

外出する時に、困ることや心配なこととしては、「困った時にどうすればいいのか心配」(22.3%)をはじめとして、「公共交通機関が少ない(ない)」(20.7%)、「道路や歩道に階段や段差が多い」(18.6%)などが多くなっています。

#### 【属性別特徴】

- 障がい種類別にみると、「困った時にどうすればいいのか心配」は知的障がい(37.8%)や精神障がい(44.7%)で特に多くなっています。

問 あなたが外出する時に、困ることや心配は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



	サンプル数	公共交通機関が少ない(ない)	バスや電車の乗り降りが困難	道路や歩道に階段や段差が多い	切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、エレベーターなど)	介助者が確保できない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体変化が心配	困った時にどうすればいいのか心配	その他	無回答	
全体	377	20.7	13.0	18.6	7.4	13.0	8.0	15.6	8.8	14.9	22.3	6.1	24.1	
性別	男性	187	20.9	11.2	18.7	5.9	12.3	6.4	15.0	8.6	18.2	19.8	8.6	23.0
	女性	171	21.1	13.5	19.3	7.6	13.5	9.4	16.4	9.9	9.4	25.1	4.1	24.0
年齢別	30歳以下	24	12.5	4.2	4.2	20.8	-	16.7	20.8	25.0	25.0	37.5	12.5	4.2
	40歳代	28	17.9	7.1	7.1	-	7.1	-	10.7	25.0	21.4	21.4	10.7	21.4
	50歳代	49	26.5	10.2	20.4	8.2	12.2	6.1	20.4	10.2	12.2	32.7	6.1	22.4
	60~64歳	37	27.0	8.1	21.6	-	29.7	2.7	13.5	8.1	16.2	16.2	5.4	16.2
	65~74歳	83	18.1	15.7	24.1	6.0	10.8	10.8	13.3	3.6	14.5	22.9	6.0	21.7
75歳以上	134	20.9	15.7	19.4	6.7	13.4	8.2	14.9	6.7	11.2	17.2	5.2	30.6	
障がい種類別	身体障がい1~3級	182	19.8	14.3	22.5	4.9	12.1	10.4	13.7	6.6	15.9	19.8	5.5	27.5
	身体障がい4~6級	121	27.3	11.6	18.2	5.8	17.4	1.7	14.9	5.0	7.4	15.7	9.1	22.3
	知的障がい	37	5.4	5.4	5.4	13.5	5.4	16.2	8.1	16.2	16.2	37.8	2.7	27.0
	精神障がい	38	18.4	7.9	10.5	13.2	7.9	10.5	23.7	26.3	26.3	44.7	5.3	7.9
	難病	37	21.6	27.0	24.3	2.7	24.3	5.4	18.9	10.8	13.5	24.3	8.1	13.5
発達障がい	23	4.3	13.0	4.3	17.4	13.0	13.0	30.4	21.7	26.1	39.1	-	21.7	
人数別	1人	58	22.4	5.2	20.7	1.7	5.2	8.6	13.8	5.2	10.3	19.0	3.4	31.0
	2人	132	25.0	18.2	20.5	6.8	13.6	6.8	12.9	7.6	13.6	21.2	8.3	24.2
	3人	70	14.3	8.6	14.3	8.6	11.4	8.6	17.1	18.6	22.9	20.0	7.1	15.7
	4人以上	101	18.8	14.9	19.8	11.9	17.8	7.9	18.8	6.9	14.9	27.7	4.0	22.8

(注) 太字は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

#### (4) 障がい福祉サービスの利用状況

障がい者調査結果からみた、障がい福祉サービスの利用状況、利用意向は、以下のよう  
になっており、障がいの種類によって利用する・したいサービスに差がみられます。

##### 【全体】

現在利用 トップ5	今後利用意向 トップ5
相談支援事業…………… 7.4%	福祉タクシー料金助成…………… 28.9%
補装具費支給…………… 6.6%	居宅介護…………… 26.0%
福祉タクシー料金助成…………… 6.4%	相談支援事業…………… 25.5%
生活介護…………… 5.6%	自立訓練（機能訓練）…………… 22.0%
自立訓練（機能訓練）…………… 5.0%	生活介護…………… 21.8%

##### 【身体障がい1～3級】

現在利用 トップ5	今後利用意向 トップ5
自立訓練（機能訓練）…………… 7.7%	福祉タクシー料金助成…………… 31.9%
補装具費支給…………… 7.7%	居宅介護…………… 30.2%
生活介護…………… 7.1%	短期入所（ショートステイ）…………… 25.3%
居宅介護…………… 6.6%	相談支援事業…………… 24.7%
相談支援事業…………… 6.6%	生活介護…………… 24.2%

##### 【身体障がい4～6級】

現在利用 トップ5	今後利用意向 トップ5
補装具費支給…………… 8.3%	補装具費支給…………… 24.0%
居宅介護…………… 3.3%	自立訓練（機能訓練）…………… 23.1%
自立訓練（機能訓練）…………… 3.3%	居宅介護…………… 22.3%
相談支援事業…………… 2.5%	重度訪問介護…………… 20.7%
自立訓練（生活訓練）…………… 1.7%	相談支援事業…………… 19.8%
日常生活用具給付等事業…………… 1.7%	
福祉タクシー料金助成…………… 1.7%	

##### 【知的障がい】

現在利用 トップ5	今後利用意向 トップ5
相談支援事業…………… 32.4%	相談支援事業…………… 48.6%
生活介護…………… 29.7%	生活介護…………… 40.5%
就労継続支援（B型「非雇用型」）…………… 16.2%	共同生活援助（グループホーム）…………… 40.5%
短期入所（ショートステイ）…………… 16.2%	宿泊型自立訓練…………… 37.8%
行動援護…………… 10.8%	短期入所（ショートステイ）…………… 35.1%
移動支援事業…………… 10.8%	地域定着支援…………… 35.1%

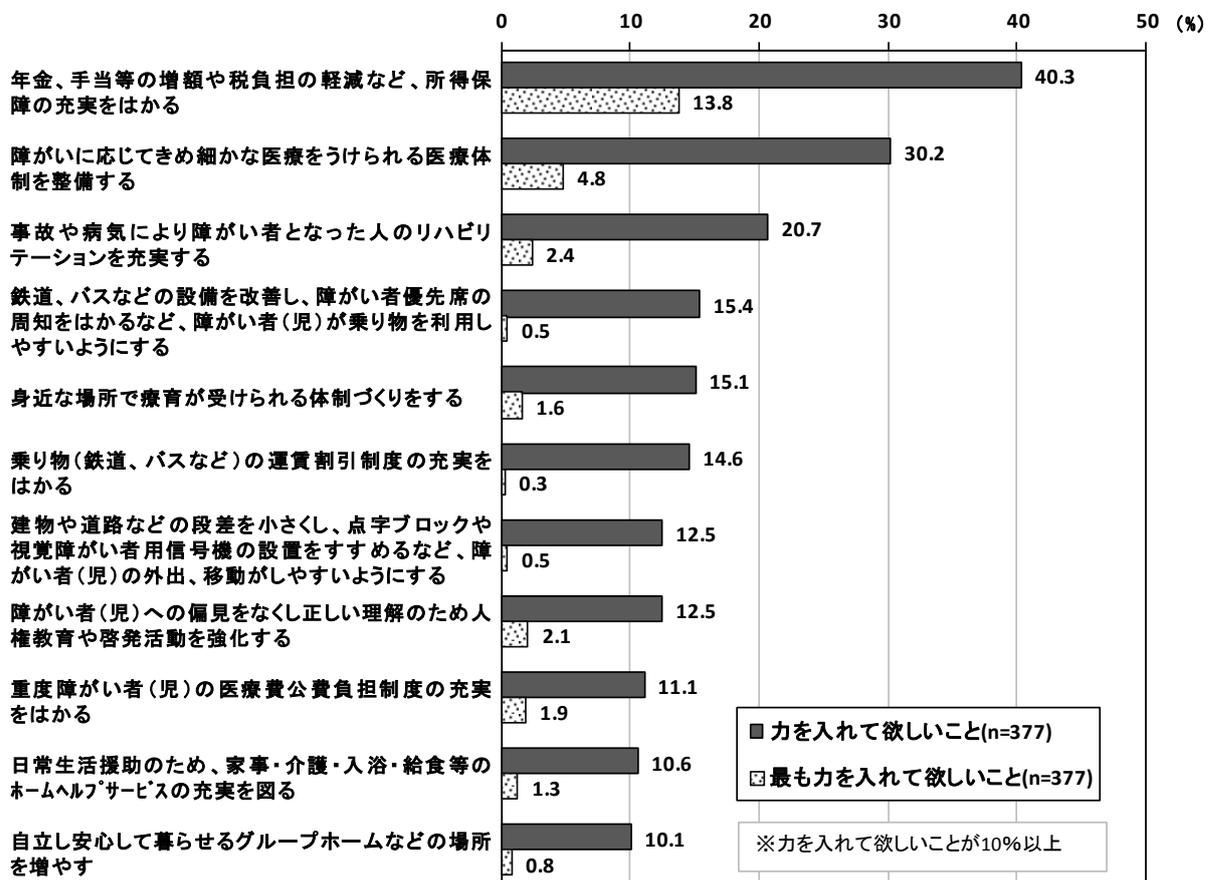
**【精神障がい】**

現在利用 トップ5	今後利用意向 トップ5
福祉タクシー料金助成…………… 28.9%	福祉タクシー料金助成…………… 55.3%
就労移行支援…………… 21.1%	相談支援事業…………… 42.1%
相談支援事業…………… 15.8%	自立訓練（生活訓練）…………… 36.8%
行動援護…………… 10.5%	地域定着支援…………… 36.8%
自立訓練（生活訓練）…………… 10.5%	就労定着支援【新規】…………… 31.6%
就労継続支援（A型「雇用型」）…… 10.5%	自立生活援助【新規】…………… 31.6%
	地域移行支援…………… 31.6%

**（5）障がいの者の福祉のために、国や市に、特に力をいれてほしいこと**

障がいの者の福祉のために、国や市に、特に力をいれてほしいこととしては、「年金、手当等の増額や税負担の軽減など、所得保障の充実をはかる」が40.3%と最も多くなっています。次いで「障がいに応じてきめ細かな医療をうけられる医療体制を整備する」(30.2%)、「事故や病気により障がい者となった人のリハビリテーションを充実」(20.7%)が多くなっています。

問 障がいの者の福祉のために、国や市に、特に力をいれてほしいと思われることを、次の「1～42」の中から5つまで選び、その中で最も力をいれてほしいと思われるものを1つ選んでください。（まず5つまでに○、その中の1つに◎）

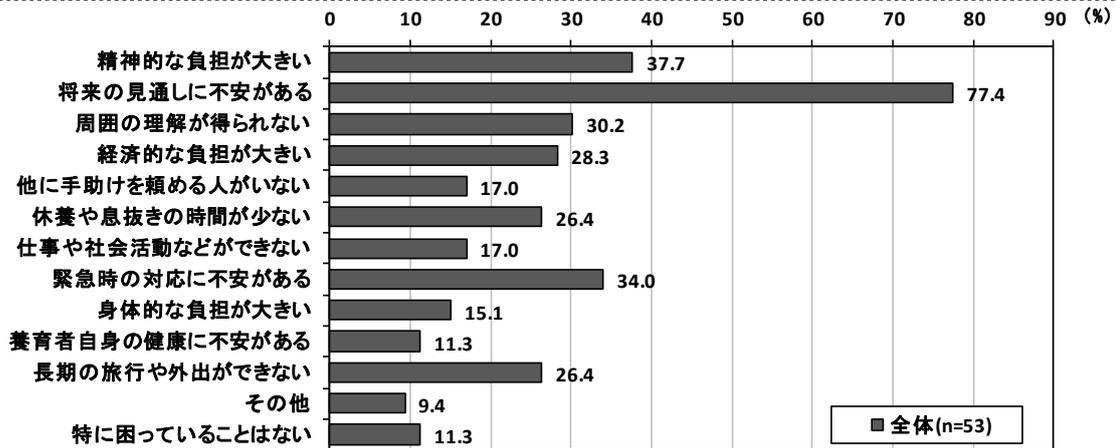


## 5 心身障がい児調査からみる障がい児の生活実態

### (1) 生活の中で困っていること

困っていることとしては、「将来の見通しに不安がある」が 77.4%と圧倒的に多くなっています。次いで「精神的な負担が大きい」(37.7%)、「緊急時の対応に不安がある」(34.0%)、「周囲の理解が得られない」(30.2%)となっています。

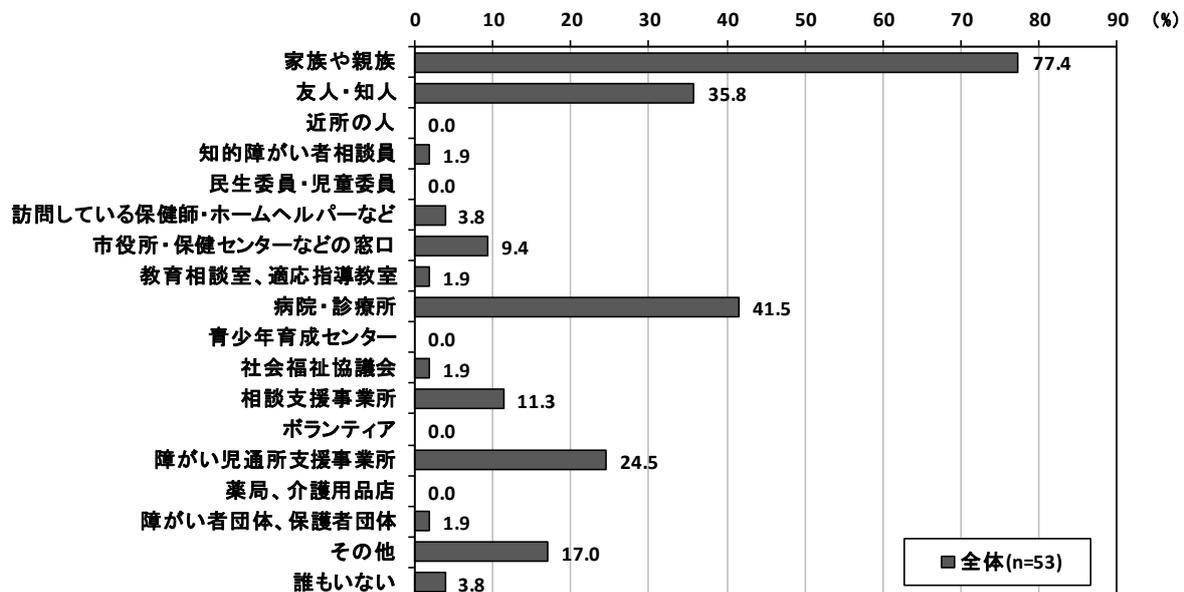
問 何か困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)



### (2) 困ったときの相談相手

何か困ったときに、相談したり、頼れる相手としては、「家族や親族」が 77.4%と圧倒的に多くなっています。次いで「病院・診療所」(41.5%)、「友人・知人」(35.8%)、「障がい児通所支援事業所」(24.5%)となっています。

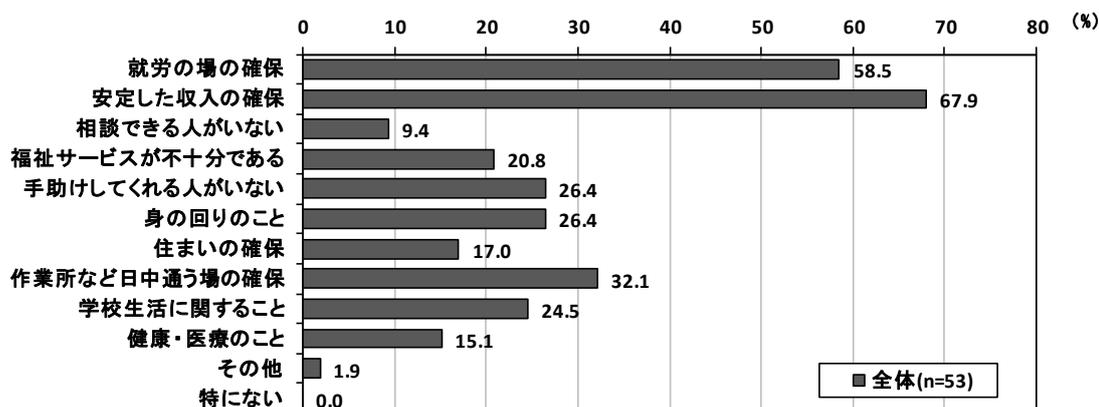
問 (すべての方に) 何か困ったときは、誰に相談したり、頼んだりしていますか。(あてはまるものすべてに○)



### (3) 今後の生活について

将来にわたって地域で暮らし続けるための課題としては、「安定した収入の確保」(67.9%)と「就労の場の確保」(58.5%)の2つが特に多くなっています。

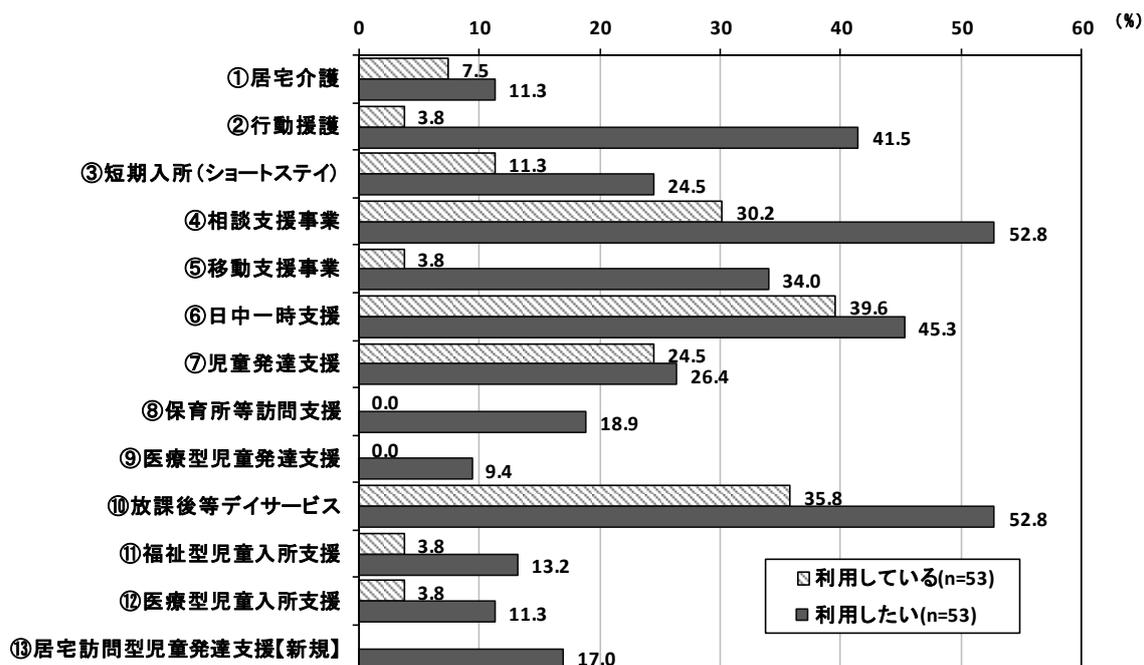
問 ご本人が将来にわたって地域で暮らし続けるためには、どのようなことが課題になると思いますか。(3つまでに○)



### (4) 障がい福祉サービスの利用状況

「相談支援事業」や「放課後等デイサービス」、「行動援護」などの利用意向が強くなっています。

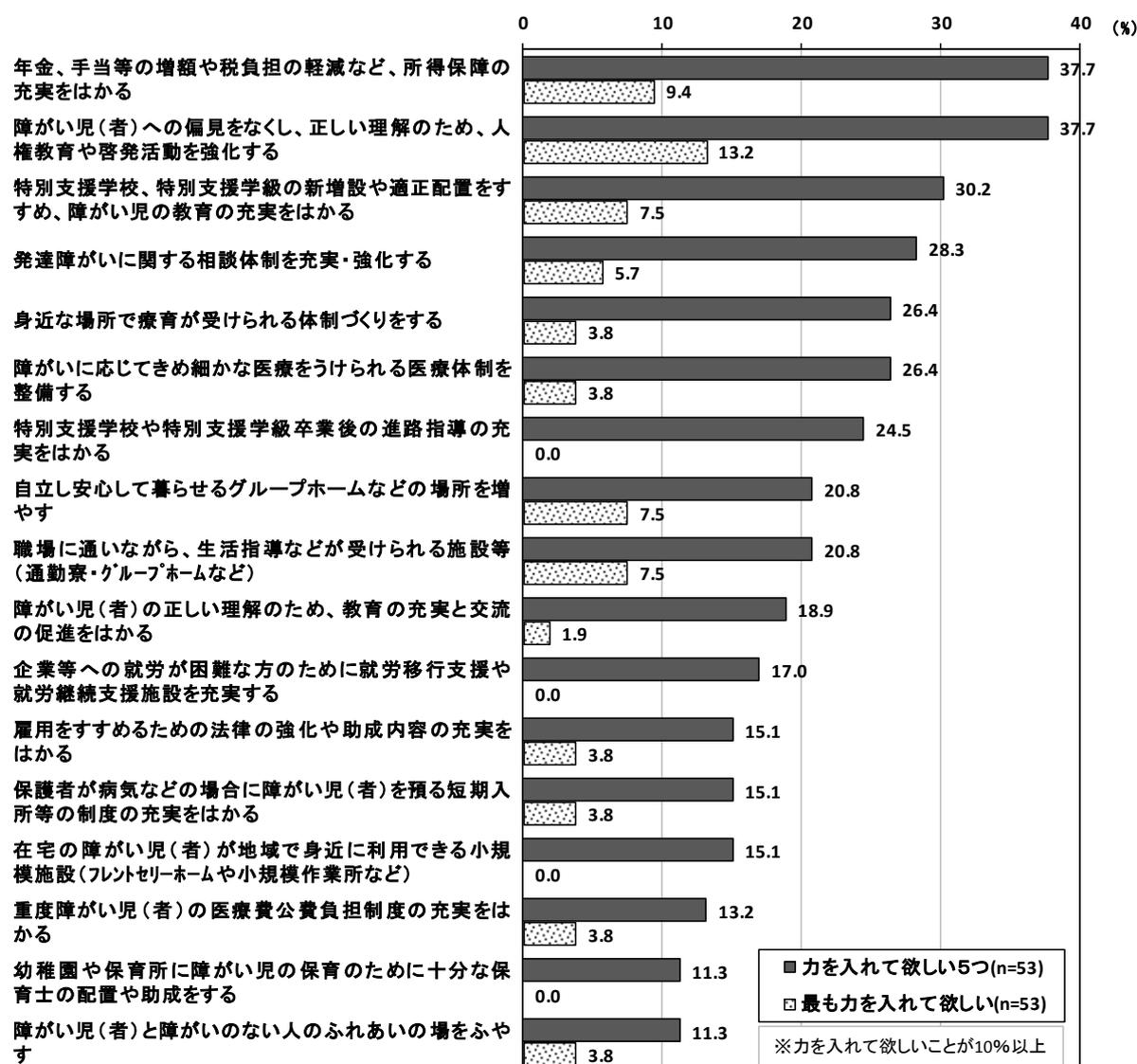
問 (すべての方に) ご本人は、次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(①から⑬のそれぞれのサービスについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答(番号に○)してください。)



## (5) 障がい者の福祉のために、国や市に、特に力をいれてほしいこと

今後の福祉施策で、特に必要と考えられることとしては、「年金、手当等の増額や税負担の軽減など、所得保障の充実をはかる」や「障がい児（者）への偏見をなくし、正しい理解のため、人権教育や啓発活動を強化する」をはじめとして、「特別支援学校、特別支援学級の新增設や適正配置をすすめる、障がい児の教育の充実をはかる」「発達障がいに関する相談体制を充実・強化する」「身近な場所で療育が受けられる体制づくりをする」「障がいに応じてきめ細かな医療をうけられる医療体制を整備する」「特別支援学校や特別支援学級卒業後の進路指導の充実をはかる」などが多くなっています。

問 (すべての方に) 障がいのあるお子さんの福祉のために、国や市に、特に力をいれてほしいと思われることを、次の「1~42」の中から5つまで選び、その中で最も力を入れてほしいと思われるものを1つ選んでください。(まず5つまでに○印、その中の1つに◎印)



## 6 障がい福祉関係団体ヒアリング調査

市内で活動する障がい福祉団体の活動実態を把握するために、ヒアリング調査をおこないました。その主な結果は、以下のとおりです。

### ■ 会員の減少と高齢化について

- ・入会する人は高齢の人が多。会員の高齢化が進んでいるが、増える要素がない。
- ・平均年齢は 60 歳を超えている。

### ■ 介護・就労について

- ・自分 1 人で移動、通勤ができないなどの制約があり、就労への壁ができる。
- ・ヘルパー不足で 24 時間体制で介護が受けられない。福岡市のような大きい都市だとできるが、柳川市では財政的に厳しい。
- ・福岡市など大きい都市では 24 時間制度が使える。就労に関してもできる。地域によって格差がある。

### ■ 広域連携について

- ・将来、10 年、20 年先のことを考えると、大川市、みやま市など一緒になって活動する。高齢化で組織力が弱くなるので、広域化してやっていきたい。

### ■ 他団体等との連携について

- ・身障協会が秋に運動会を行っているが、そこに参加するなどしている。運動会に参加することによって、今まで見えていなかった部分が見えるようになった。
- ・県内が 9 ブロックに分かれており、一堂に会して、県に集まり、県の大会となる。今、109 の病院があり、それが会員になる。
- ・九州でまた集まりがある。年 1 回、全国大会がある。全国大会は、県の持ち回りでやっている。横のつながりでは、有明ブロックに近い久留米ブロックとの連絡は取っている。
- ・今は全国聾唖連盟の組織の中で、県と九州、全国とのつながりがある。

### ■ 行政との連携について

- ・柳川市は観光地なので、車いすなどで観光に来たいという人が多いが、車いすや高齢者でも観光にしやすいまちづくりをして欲しい。
- ・週に 3 回は透析に行かないといけない。ほとんどの人がタクシーで行っているので、タクシー券を市の方で補助してもらいたい。タクシー券の補助は市町村によってバラツキがある。大牟田、みやま、柳川では、柳川が一番多い。福岡県では真ん中へんだと思う。
- ・週に 3 回×4 週分タクシーに乗らないと行けないので、タクシー券では少ない。全額補助でない。病気が重くなり、身動きできないようになると介護車になる。
- ・市との連携、要望については、自立支援協議会のくらし支援部会に参加している。毎月 1 回。

## ■ 災害時の避難について

- ・福祉避難所の情報をもう少し具体的に教えて欲しい。身体的にハンディの大きい人が多いので、ただ避難すればよいというわけではない。トイレ、マットレスなどの有無、どうしたら良いのかといった情報を出して欲しい。
- ・緊急の時に避難しようと思っても、その時では遅い。早め早めに福祉避難所の開設をしますというような時でのタイミングで、空振りに終わっても良いから、早めに欲しい。台風などのように予測できるときは、早めの避難情報が欲しい。
- ・どういう風に避難したらよいか、避難訓練をしてほしい。その情報を共有する。
- ・避難所に行っても、回りは健常者で会話が難しいので、通訳者がいたら安心。
- ・災害の時、聾啞者だけいるとき、マイク放送が聞こえないので、文字の出る電光板があるとよい。

## ■ 差別解消法への理解について

- ・市民の理解はまだまだ。手話言語法のように手話を広めたい。
- ・バリアフリーセンターは、全国各地にある。柳川市観光に来る人に車いすの情報をわれわれ当事者が発信していく。ちょっとした合理的配慮で柳川のまちも観光に来やすくなるし、住んでいる人も住みよい柳川市になる。そうした意味も含めて、バリアフリーセンターをたちあげたほうがよい。

## 7 事業所調査からみた障がい福祉サービスの提供状況

### (1) 障がい福祉サービス提供事業所一覧

現在、本市には以下のような事業所があります。

#### ■ 事業所一覧 ■

※福岡県HPより(H30.1.1時点)

法人名	名称	サービス名等	住所
医療法人 翠甲会	相談支援センター さくら	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	柳川市元町1番地の3
医療法人 清和会	ヘルパーステーション椿	居宅介護	柳川市下宮永町624番地8
NPO法人 かけはし	障がい者就労支援センター かけはし	就労継続支援(B型)	柳川市田脇109番地2
一般社団法人 空	ソーシャルサービス フォレスト	居宅介護 重度訪問介護 移動支援	柳川市本町135-5
一般社団法人 空	空	児童発達支援 放課後等デイサービス	柳川市本町135-5
株式会社 Candy	放課後等デイサービス おかしはいえ	児童発達支援 放課後等デイサービス 日中一時支援	柳川市筑紫町259-1 寿ハイツ2
株式会社 Soil	ソイル	就労継続支援(A型)	柳川市京町49番地
合同会社 フォーリーフ虹	マーベラス	放課後等デイサービス	柳川市三橋町江曲177番地3
社会福祉法人 かおりの里	かおり園	共同生活援助 就労継続支援(B型)	柳川市三橋町起田538-1
社会福祉法人 たからばこ	おいでん	短期入所 日中一時支援	柳川市本町3番5
社会福祉法人 たからばこ	コラボステーション宝箱	就労継続支援(B型) 生活介護	柳川市下宮永町118番地
社会福祉法人 たからばこ	ごろりん	短期入所	柳川市三橋町柳河21-1 エスبرانサ柵島107
社会福祉法人 たからばこ	宝箱 放課後くらぶ「リュック」	放課後等デイサービス	柳川市本町11-2
社会福祉法人 たからばこ	宝箱しえあほーむ CLOVER	共同生活援助	柳川市三橋町柳河21-1 エスبرانサ柵島103号(107号)
社会福祉法人 たからばこ	宝箱居宅支援部	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 移動支援	柳川市下宮永町118番地
社会福祉法人 たからばこ	宝箱相談支援センター プラン柳川	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 障害児相談支援事業	柳川市下宮永町118番地
社会福祉法人 学正会	健康荘	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 日中一時支援 施設入所支援 生活介護 短期入所	柳川市金納301-5
社会福祉法人 学正会	第二白梅学園	施設入所支援 生活介護 短期入所 福祉型障がい児入所支援	柳川市矢加部539-1
社会福祉法人 学正会	第三白梅学園	施設入所支援 生活介護	柳川市矢加部539
社会福祉法人 学正会	養徳苑	施設入所支援 生活介護 短期入所	柳川市東蒲池265番地
社会福祉法人 学正会	和楽	共同生活援助	柳川市金納305番地の2
社会福祉法人 学正会	第二和楽	共同生活援助	柳川市金納301-4
社会福祉法人 学正会	第三和楽	共同生活援助	柳川市金納428-4

■ 事業所一覧 ■ (続き)

※福岡県HPより(H30.1.1時点)

法人名	名称	サービス名等	住所
社会福祉法人 高邦福祉会	アップライフ	就労移行支援(一般型) 就労継続支援(A型)	柳川市上宮永町284番地2
社会福祉法人 高邦福祉会	柳川療育センター	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援 短期入所 療養介護 生活介護 日中一時支援 児童発達支援 放課後等デイサービス 障害児相談支援事業 医療型障がい児入所支援	柳川市三橋町棚町218番地1
社会福祉法人 日本厚生学園	りんどう	児童発達支援 保育所等訪問支援 放課後等デイサービス 障害児相談支援事業 日中一時支援	柳川市三橋町百町1467-4
社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会	社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会	居宅介護 移動支援	柳川市三橋町正行476番地
社会福祉法人 柳川市社会福祉協議会	柳川市障害福祉相談室 きらり	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	柳川市大和町栄234番地 大和総合保健福祉センター「まほろばやまと」内
社会福祉法人 グリーンコープ	社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンターえがお	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	柳川市三橋町柳河4-1
翠甲会	グループホーム翠甲	共同生活援助	柳川市筑紫町70番地の49
特定非営利活動法人 サポートセンター ささえ愛	障がい者就労支援センター はあもにい	自立訓練(生活訓練) 就労継続支援(B型) 日中一時支援	柳川市三橋町枝光372番地3
特定非営利活動法人 サポートセンター ささえ愛	ワークショップ はあもにい	就労移行支援(一般型) 就労継続支援(A型)	柳川市中町15番地3
特定非営利活動法人 リリーパット	リリーパット	就労継続支援(A型)	柳川市大和町栄38
特定非営利活動法人 福岡県総合福祉協議会	障がい者支援センター 有明ワークステーション	就労移行支援(一般型) 就労継続支援(B型)	柳川市三橋町柳河833番地1
麻生介護サービス株式会社	アップルハート 柳川立花ケアセンター	居宅介護 重度訪問介護 移動支援	柳川市三橋町久末128-1 諸藤ウエストテナント C-102
柳川農業協同組合	J A 柳川 ヘルパーステーション たんぼぼの会	居宅介護 重度訪問介護 移動支援	柳川市吉富町114-1
有限会社 ふくしーびす	ふくしーびす	居宅介護 重度訪問介護 移動支援	柳川市三橋町柳河1001-3
有限会社 久々原調剤薬局	有限会社久々原調剤薬局 訪問介護事業所	居宅介護 重度訪問介護 移動支援	柳川市久々原70-2
有限会社 コスモス	ポラリス	就労継続支援(B型)	柳川市蒲生129-1

## (2) 事業所調査結果

### ① 利用者数の状況

回答のあった16事業所の利用者数は、以下のとおりです。

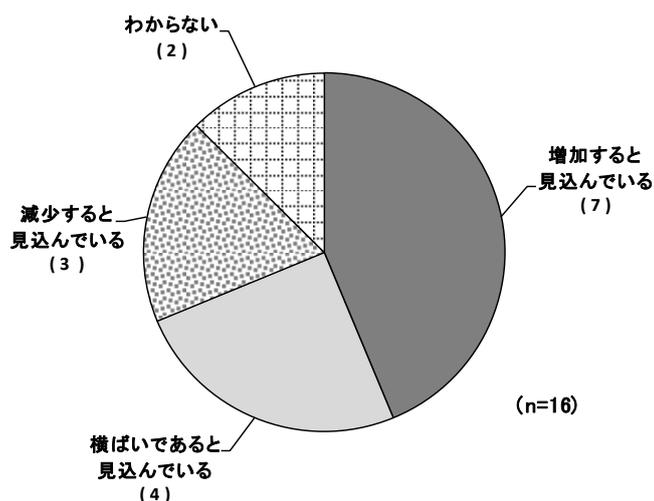
#### ■ 利用者数の状況 ■

		事業所数 (所)	総人数 (人)	平均 (人)
相談支援事業	相談支援専門員数人	2	1	0.5
	契約人数	2	56	28.0
訪問系事業者	ヘルパー数	5	62	12.4
	契約人数	2	10	5.0
日中活動系事業者	利用定員	4	80	20.0
	契約人数	4	70	17.5
居住系事業者	利用定員	2	42	21.0
	市内利用者数	2	20	10.0
	市外利用者数	2	13	6.5
短期入所	利用定員	1	5	5.0
	契約人数	1	1	1.0
地域活動支援センター	利用定員	1	2	2.0
	契約人数	-	-	-
障がい児通所支援事業者	利用定員	5	56	11.2
	契約人数	5	132	26.4

### ② 今後の利用見込み

#### ■ 今後の利用見込み ■

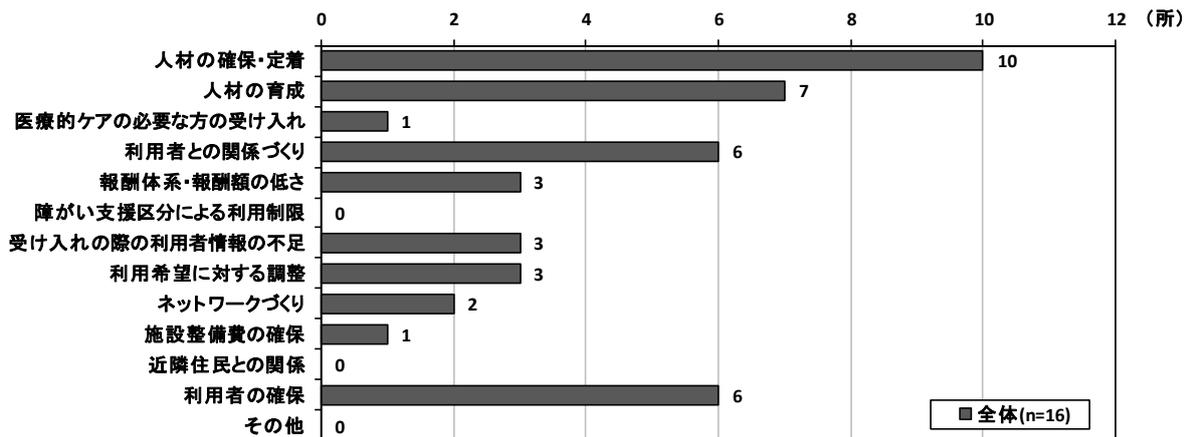
今後、サービス利用者数の見込としては、「増加すると見込んでいる」が7事業所、「横ばいであると見込んでいる」が4事業所、「減少すると見込んでいる」が3事業所、「わからない」が2事業所となっています。



### ③ 事業所運営上の課題

事業所の運営において、課題となっている点としては、「人材の育成」(10事業所)が最も多く、次いで「人材の確保・定着」(7事業所)、「利用者との関係づくり」と「利用者の確保」(各6事業所)となっています。

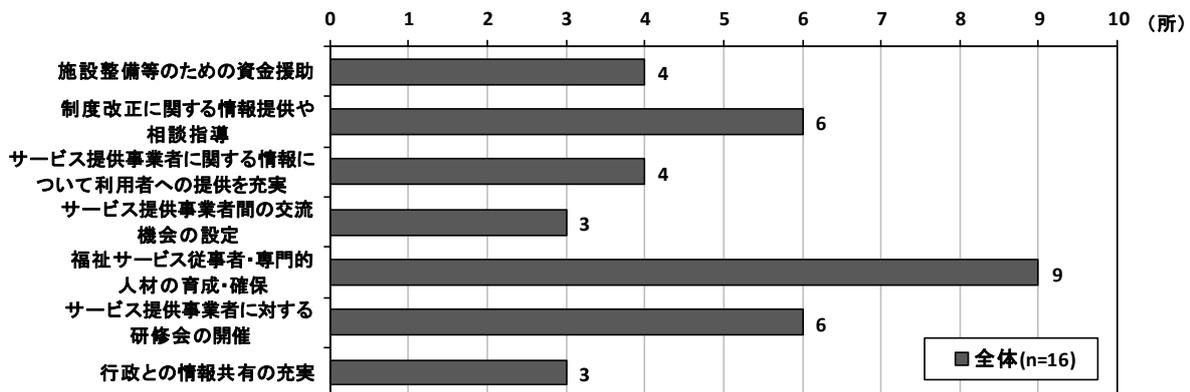
### ■ 事業所運営上の課題 ■



### ④ サービス向上のために必要な支援

サービス向上のために今後必要な支援としては、「福祉サービス従事者・専門的人材の育成・確保」が9事業所と最も多くなっています。次いで「制度改正に関する情報提供や相談指導」と「サービス提供事業者に対する研修会の開催」（各6事業所）となっています。

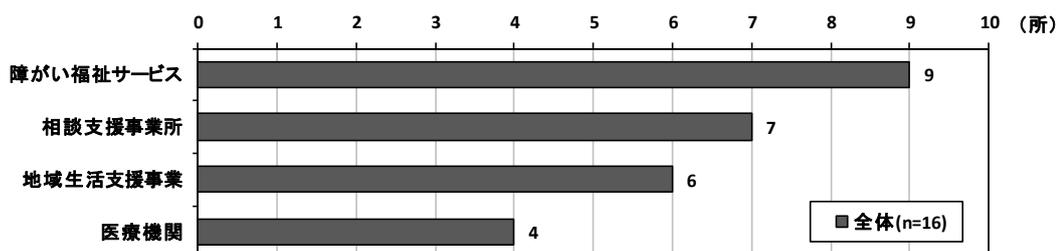
### ■ サービス向上のために必要な支援 ■



### ⑤ 地域に不足している地域資源（サービス）

障がい者が地域で安心して暮らしていくために、地域に不足している地域資源（サービス）としては、「障がい福祉サービス」が9事業所と最も多くなっています。次いで「相談支援事業所」（7事業所）、「地域生活支援事業」（6事業所）となっています。

### ■ 地域に不足している地域資源（サービス） ■



### 第3章 計画の推進体制

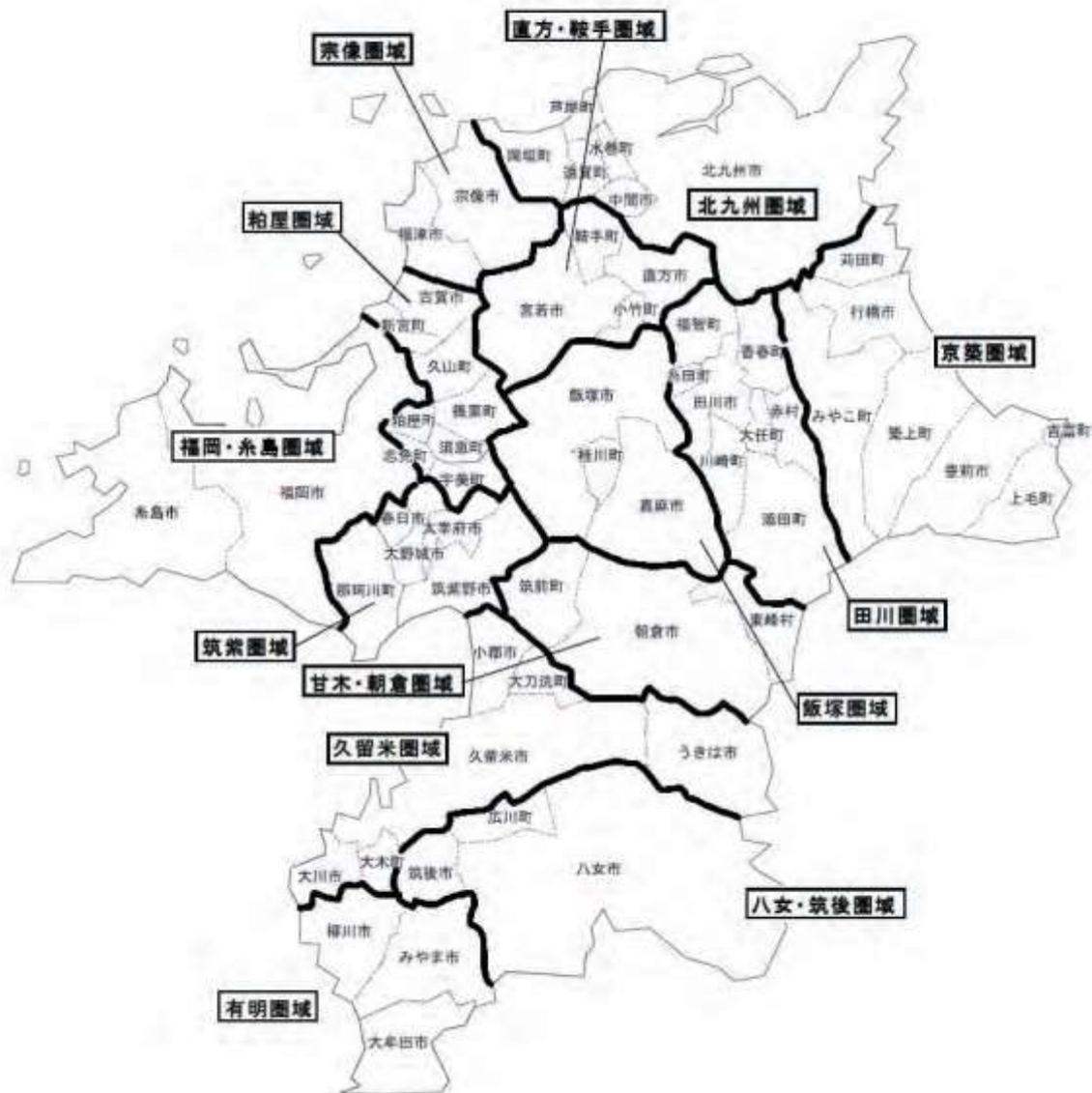
#### 1 関係機関との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健・医療・教育・就労等多岐にわたっているため、庁内関係各部門との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施に当たっては、柳川市障害者自立支援協議会、障がい者、障がい者団体や社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等との連携はもちろん、施設の広域利用など、近隣市町との連携を図りながら、福岡県障害長期計画に基づく障がい保健福祉圏域によるサービスの広域利用など、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度に関わる分野も多いため、これら国・県との関係各機関との連携を図っていきます。

#### ■ 福岡県障がい保健福祉圏域 ■



## 2 広報・啓発活動の推進

### (1) 広報・啓発活動の推進

障がい者施策は幅広い市民の理解を得ながら進めていくことが重要なことから、行政はもとより、企業、NPO等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進します。

また、障害者基本法に定められた障害者週間（毎年12月3日から9日まで）における各種行事を中心に、一般市民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層の参加による啓発活動を推進します。

加えて、障がいについての市民の理解を深め、誰もが障がいのある人等に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」を推進します。

### (2) 障がい及び障がいのある人への理解の促進

障がい及び障がいのある人に対する理解を促進するための取組を推進するとともに、福祉施設、教育機関等と地域住民等との日常的交流の一層の拡大を図ります。

### (3) ボランティア活動等の推進

ボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、企業等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進します。

## 3 計画の進捗管理及び点検

本計画の実施状況については、柳川市、関係機関、障がい者代表からなる「柳川市障害者自立支援協議会」において、本計画の実施状況等の点検や計画自体の問題点の把握などを行います。

なお、これらは、国の基本指針を踏まえた「PDCAサイクル」のプロセスを用いたものとし、成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

### ■ PDCAサイクルのプロセスのイメージ ■

